

脇町自動車学校入寮規約

(目的)

第1条 この規約は、脇町自動車学校(以下「当校」という。)において、自動車運転免許を取得するため合宿教習を希望する教習生に、秩序ある社会生活と責任のある行動を身に付け、もって、安全運転者養成教育に寄与することを目的とする。

(義務)

第2条 入校の要件を満たし、入寮をする者(以下「寮生」という。)は、脇町自動車学校入寮規約(以下「本規約」という。)を遵守するとともに、社会通念に従い寮の保全と秩序の維持に努める義務を負うものとする。

(誓約書)

第3条 寮生は、入寮に当たり別途定める「入寮誓約書」を提出しなければならない。

(禁止行為)

第4条 寮生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 寮内に人に危害を及ぼす虞のある危険物等を持ち込むこと。
- (2) 建物、付属施設、備品を毀損すること。
- (3) 窃盗、恐喝等の違法行為及び地域周辺、隣室、同室者に迷惑を及ぼす行為
- (4) 部外者及び異性を寮内に立ち入らせること。
- (5) 指定部屋や共有スペース以外(他の居室等)への立ち入り。
- (6) 酒類の持ち込みや、飲酒及び賭博行為をすること。
- (7) 寮内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること。
- (8) 当校が指定する宿泊施設以外への宿泊及び無断外泊をすること。

(遵守事項)

第5条 寮生は、次の各号に掲げる遵守事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 建物、付属施設及び備品を大切に扱うこと。
- (2) 居室及び共用施設の整理整頓と清潔を心がけること。
- (3) 節電、節水に努めること。
- (4) 戸締まりは確実に施錠などして防犯に努めること。
- (5) 貴重品は身に付けるなど自己管理を徹底し、盜難、紛失に注意すること。
- (6) 当校の職員の指導、指示に従うこと。

(防火安全)

第6条 寮生は、次の各号に掲げる防火安全事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気、電気等の取扱いは慎重に行うこと。
- (2) 指定された喫煙場所以外での喫煙はしないこと。
- (3) 廊下、階段、非常口等に障害物を置かないこと。
- (4) 消火器の位置と取扱いを熟知すること。

(点検)

第7条 寮生の居室については、隨時職員が点検を行うものとする。

(原状回復)

第8条 寮生は、退寮時に居室を原状に復さなければならない。

(修繕費の弁償等)

第9条 療生は、故意又は重大な過失により付属施設及び備品等を毀損し、損害を与えた場合は、当該修理等に係る実費相当額を弁償する。また、相部屋等で当該毀損行為者が不明の場合は、同室全員の共同責任とする。鍵の紛失については、複製に係る費用を弁償するものとする。

(免責事項)

第10条 療生が、次の各号に掲げる事由により損害を被った場合は、当校は責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、労働争議、法令の制定・改廃、その他やむ得ない事由により生ずる教習日程の変更、又は教習の中止
- (2) 盗難、紛失等（貴重品は各人が自己管理すること。）
- (3) 教習生当事者の不注意により発生した事故、喧嘩等のトラブルから派生した事案
- (4) その他やむ得ない事由により生じた事案

(退寮)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、退寮しなければならない。

- (1) 当校が規定する規則及び本規約等に違反した者
- (2) 生活状況、生活態度等を勘案し、療生としての資格がないと当校が認めた者

(退寮処分)

第12条 当校の規則及び本規約等を遵守しない当該療生は、謹慎処分（期間を定めた自宅待機）及び退寮処分とする。

- 2 前項の謹慎処分及び退寮処分による損害については、一切の補償はしないものとする。
- 3 退寮処分者については、退校処分（受講している教習・仮免等の教習課程すべてが無効となる。）として取扱い、受領金額等は一切返金しないものとする。

(中途解約)

第13条 療生が中途解約を申し出た場合は、別途定める精算方法に基づき行う。

(追加料金)

第14条 教習をキャンセルする等、療生の都合により延泊する場合は、別途定めるキャンセル料及び延泊料金を支払うものとする。

- 2 シングルやツイン等の個室利用者は、保証期間を過ぎて延泊する場合は相部屋に移動するものとする。但し、個室の空き状況により異なるが、追加料金により引き続き個室を利用できるものとする。

(その他)

第15条 療生の一時帰宅は認めないものとする。但し、やむを得ない事由から帰宅する場合は、その旨を届出るものとする。この場合は、当該者の荷物は持ち帰り、鍵は返却する。また、部屋及び配車予約は全て無効となり、再入校時に新たな予約が必要となる。

- 2 入寮期間中に部屋の移動が生じる場合があるが、療生は正当な理由がある場合を除き、職員の指導、指示に従わなければならない。
- 3 第3条に規定する「入寮誓約書」の提出及び署名捺印を拒否する者は、入寮を認めないものとする。
- 4 療生が外泊を希望する場合は、外泊許可書（別記様式5）を提出するものとする。

附 則

この規約は、平成26年5月1日から施行する。